

○白浜町安心・安全なまちづくり推進条例

令和元年12月19日

条例第33号

白浜町は、紀伊山地の山々や吉野熊野国立公園に指定されている円月島、千畳敷、三段壁、志原海岸など変化に富んだ魅力ある海岸線の自然景観に加え、日本三古湯の一つに数えられる白浜温泉をはじめとする椿温泉や日置川温泉などの温泉資源、世界遺産「熊野参詣道大辺路」や南紀熊野ジオパークをはじめとした多くの文化遺産、四季折々の食材とこれを使った郷土料理、伝統行事など、豊かな観光資源に恵まれており、そこに訪れる多くの観光旅行者は、幅広い産業に経済効果をもたらし、多くの雇用を創出するとともに、交流人口の拡大による地域の活性化に大きな役割を果たしている。

これらの環境は、未来永劫守り続けていかなければならない。そのためには、町民が安心して、安全に暮らし、そして本町を訪れる人々が楽しく観光ができる環境を維持し、全ての町民が「住んでよかった」と、本町を訪れた人が「訪れてよかった、また行きたい」と思えるまちづくりを続けていく必要がある。

よって、ここに、町及び町民等がそれぞれの役割を果たし、安心で安全な観光立町としてふさわしい環境を守り続けていくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、安心で安全な暮らしに配慮したまちづくり(以下「安心・安全なまちづくり」という。)に関して基本理念を定め、町、町民及び地域活動団体(自治会その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。以下同じ。)の役割を定めることにより、安心・安全なまちづくりを推進し、もって町民、観光旅行者等が安心して安全に暮らし、又は滞在することができる社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 安心・安全なまちづくりは、地域住民による自主自立の精神及び相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会の形成が必要であるという基本的認識の下に、自主的な判断に基づき推進されなければならない。

2 安心・安全なまちづくりは、町民及び地域活動団体(以下「町民等」という。)による自主的な活動(以下「自主的活動」という。)を基本とし、安心で安全な地域社会の形成に配慮した環境の整備が実施されるよう推進されなければならない。

3 安心・安全なまちづくりは、町及び町民等がそれぞれの役割を適切に分担し、連携、協力するとともに、互いにその権利利益を尊重しつつ推進されなければならない。

(町の役割)

第3条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、安心・安全なまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定及び実施するものとする。

2 町は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、町民等と相互に連携を図るものとする。

3 町は、第1項の施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び周辺市町村と連携及び調整を行うものとする。

(町民の役割)

第4条 町民は、基本理念にのっとり、安心・安全なまちづくりの必要性及び方策についての理解を深めるとともに、安心で安全な地域社会の形成のため、自主的活動を推進するよう積極的に努めるものとする。

2 町民は、安心・安全なまちづくりのために町が実施する施策に協力し、及び安心・安全なまちづくりのために地域活動団体が実施する取組と連携するよう努めるものとする。

3 町民は、地域社会の安全に関する意識の高揚に努めるとともに、町民の安心で安全な暮らしを害するおそれのある事態の発生に関する情報を知ったときは、当該情報を町に提供するよう努めるものとする。

(地域活動団体の役割)

第5条 地域活動団体は、基本理念にのっとり、安心・安全なまちづくりの必要性及び方策についての理解を深めるとともに、自主的活動を主体的に企画及び推進するよう積極的に努めるものとする。

2 地域活動団体は、安心・安全なまちづくりのため町が実施する施策に協力するとともに、町民が実施する取組に参画するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第6条 町は、安心・安全なまちづくりを推進するため、町及び町民等が相互の協力の下に、安心・安全なまちづくりに関する情報を交換すること及びその方策の研究を連携して行うことができる体制の整備に努めるものとする。

(環境の整備等)

第7条 町は、全ての町民、観光旅行者等が安心して、安全かつ快適に生活又は滞在することができる環境の整備に努め、安心・安全なまちづくりに影響を及ぼすと危惧される事項を認めないものとする。

2 前項に規定する安心・安全なまちづくりに影響を及ぼすと危惧される事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 廃棄物、土砂等の不適正な処分等を町内において行うこと。

(2) 放射性物質(原子力発電所など原子力関連施設の核燃料並びにこれらから生ずる使用済燃料及び放射性廃棄物をいう。)の町内への持込み及びこれらを貯蔵又は処分する施設を町内に建設すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の目的達成を阻害すること。

(財政上の措置)

第8条 町は、安心・安全なまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(広報啓発等)

第9条 町は、安心・安全なまちづくりに関する町民の関心を高め、及び理解を深めるため、広報啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。